

令和5年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金事業
「クルーザー及びヘリコプターを活用した島旅・山旅商品造成事業」業務委託における
公募について（公告）

次のとおり、企画提案方式（プロポーザル方式）により受託者を募集します。

令和5年4月19日

公益社団法人 香川県観光協会 会長 三矢 昌洋

1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名
令和5年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金事業
「クルーザー及びヘリコプターを活用した島旅・山旅商品造成事業」
- (2) 委託期間
契約締結の日から令和6年3月9日（金）まで
- (3) 契約限度額
6,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (4) 委託業務の概要
令和5年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金事業「クルーザー及びヘリコプターを活用した島旅・山旅商品造成事業」業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

2 応募資格

業務を的確に遂行するに足る能力を有するもので、次に掲げる要件を満たす者としします。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は、本業務の対象者とはしないものとします。

- (1) 香川県内に本社（本店）又は支店、営業所、事業所を有する民間企業、NPO法人、その他の法人
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (5) 国税及び香川県税に滞納のない者

3 応募方法

下記により、書類を提出してください。（別紙チェックリストもご活用ください。）

- (1) 提出書類及び部数
 - ① 応募意思表明書（様式1） 1部
次の書類を添付すること。

- ・応募概要書（様式2） 1部
- ・応募資格に関する確認書（様式3） 1部
- ・応募者の法人登記事項証明書（現在事項証明書） 1部
- ・香川県税（すべての税目）に滞納のない旨の証明書及び法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額のない旨の証明書 各1部

※1 原則として、企画書提出期日前3ヶ月以内の日付のものに限る。（写しの場合、代表者が記名押印の上、原本と相違ないことを証明すること。）ただし、企画書提出期日前3ヶ月以内の日付のものを提出できない場合、その理由を記載すること。

※2 法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額のない旨の証明書は、税務署の納税証明書による場合、納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書用）、または新型コロナウイルス感染症の影響等により特例猶予に基づく猶予制度を受けていることが確認できる書類を提出すること。

- ・過去3年度分の決算状況が分かる書類 1部

※1 応募意思表明書を提出した者全員に対し、5月2日（火）頃までに応募資格の確認結果通知を書面で通知します。

※2 応募資格要件に適合した者に限り、企画提案書を提出することができます。

※3 応募意思表明書の提出は1者につき1部とします。支店、営業所等が異なる場合でも、法人が同一の場合は1者とし、同一法人から複数の応募意思表明書が提出された場合、当該法人は失格とします。）

② 企画提案書 3部

次の書類を添付すること。

- ・**見積書**（様式任意。内訳は可能な限り詳細に記載すること。） 3部
上記1(3)記載の契約限度額を超えた金額を記載した見積書を提出した提案者の企画提案は採用しない。

- ・**企画提案の詳細が分かる資料** 3部
下記の項目について確認できるよう記載すること（様式任意）。

ア 業務内容の理解度

- ・本業務の目的や性格を理解した提案となっているか
- ・ターゲットの志向や動向について分析を行い、それに沿った提案が出来ているか

イ 旅行会社の選定

- ・香川県及び徳島県三好市に関心を持ち、かつ、商品化を期待できる旅行会社を選定できているか

ウ ファムツアーのコース設定

- ・香川県及び徳島県三好市のコンテンツについて深く理解するために効率的なルート設定になっているか、また、移動手段は適切か。

エ ファムツアー運営

- ・ツアーを円滑に進めるために、香川県及び徳島県三好市に精通したガイド及び通訳等の手配がなされているか、また、ツアーの執行体制について具体的に示され、かつ、業務の安定かつ着実な履行が期待できるか

オ ファムツアー後のフォローアップ

- ・ツアーに参加した旅行会社による商品の造成・販売を確実なものとするための実効性のある取組が期待できるか

カ 所要経費の見積額の妥当性

- ・仕様書に記載の業務及び提案された業務に対して、妥当な経費が計上されているか

※1 企画提案書、見積書、企画提案の詳細がわかる資料については、原本となる1部を除き法人名、所在地、代表者印等法人が特定できる情報を記入しないこと。

※2 企画提案書については、追加でデータでの提出をお願いする場合があります。

(2) 提出の条件

- ① 企画提案書の提出は、1者につき1案とします。
- ② 提出された企画提案書は返却しないこととし、提出後の修正は認めません。
- ③ 企画提案書は、本業務の契約予定者（以下「採用者」という。）の選定作業等必要な範囲において、複製することがあります。
- ④ 企画提案書の著作権は、当該企画提案者に帰属しますが、採用された企画提案書の使用権は、発注者に帰属することとします。
- ⑤ 採用者決定後は、採用者は発注者と十分に協議しながら当該業務内容を決定することとし、この過程において企画提案の一部を修正又は変更する場合があります。
- ⑥ 企画提案書及びその他の提出書類の作成等に関する経費は、提案者の負担とします。

(3) 提出期限及び方法

ア 提出期限

- ① 応募意思表明書及び添付書類（上記3(1)①）
令和5年4月27日（木） 17:00まで
- ② その他提出書類（上記3(1)②）
令和5年5月12日（金） 17:00まで

イ 提出方法

下記9に記載している応募・照会先に、持参又は郵送（期間内必着）により提出してください。

受付期間は、（土日祝日を除く）平日 8:30から12:00、13:00から17:00までとします。

4 説明会

本業務の企画提案を実施するにあたっての説明会は開催しません。

5 失格事由

提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格となります。

- ① 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ② 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募広告で示した要件に適合しないとき。

- ③ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ④ 提案の見積金額が契約限度額を上回るとき。

6 質問の回答方法

質問については、公募開始日から令和5年4月27日（木）までメールにて受け付けます（様式自由）。5月2日（火）を目途に、応募資格要件に適合する者全員にメールにて回答します。

7 選定方法

上記3(1)により提案者（上記2の応募資格を有する者に限る。）から提出された書類を選定委員会において審査基準に基づき審査の上選定し、採用者を決定します。審査は書面により行います。なお、審査基準の下限の点数を一者も満たさない場合には、採用者無しとします。

8 審査基準

審査は下記の評価項目のうち①から⑥までについて評価基準による5段階評価とし、選定委員会の6名の委員の評価点をそれぞれ配点基準により計算し、全委員の合計点を各提案者の企画提案評価点とします。各提案者の企画提案評価点の中から得点が最も高い者を選定し、採用者として決定します。最高得点が2者以上となった場合は、評価項目のうち、①、②及び③の3項目の合計得点が最も高い者を選定し、採用者として決定します。

(1) 評価項目

- ① 業務内容の理解度
 - ・本業務の目的や性格を理解した提案となっているか
 - ・ターゲットの志向や動向について分析を行い、それに沿った提案ができているか
- ② 旅行会社の選定
 - ・香川県及び徳島県三好市に関心を持ち、かつ、商品化を期待できる旅行会社を選定できているか
 - ・商品の特性を踏まえ現実的な販売方法を確立できるか
- ③ ファムツアーのコース設定
 - ・香川県及び徳島県三好市のコンテンツについて深く理解するために効率的なルート設定になっているか、また、移動手段は適切か。
- ④ ファムツアー運営
 - ・ツアーを円滑に進めるために、香川県及び徳島県三好市に精通したガイド及び通訳等の手配がなされているか、また、ツアーの執行体制について具体的に示され、かつ、業務の安定かつ着実な履行が期待できるか
- ⑤ ファムツアー後のフォローアップ
 - ・ツアーに参加した旅行会社による商品の造成・販売を確実なものとするための実効性のある取組が期待できるか
- ⑥ 所要経費の見積額の妥当性
 - ・仕様書に記載の業務及び提案された業務に対して、妥当な経費が計上されているか

(2) 評価基準

評価項目名	評価基準
①業務内容の理解度	(評価項目毎に次のとおり評価) 大変優れている＝5点 優れている＝4点、普通＝3点 やや劣っている＝2点 劣っている＝1点
②旅行会社の選定	
③ファムツアーのコース設定	
④ファムツアーの運営	
⑤ファムツアー後のフォローアップ	
⑥所要経費の見積額の妥当性	

(3) 配点基準

評価項目名	配点
①業務内容の理解度	評価点(5点満点)×加点倍率(2)＝10点
②旅行会社の選定	評価点(5点満点)×加点倍率(2)＝10点
③ファムツアーのコース設定	評価点(5点満点)×加点倍率(2)＝10点
④ファムツアー運営	評価点(5点満点)×加点倍率(2)＝10点
⑤ファムツアー後のフォローアップ	評価点(5点満点)×加点倍率(1)＝5点
⑥所要経費の見積額の妥当性	評価点(5点満点)×加点倍率(1)＝5点
小計	50点
計	50点×選定委員数(6名)＝300点

(4) 下限の点数の設定

提案者の得点の下限の点数として180点を設定します。この点数を満たす提案者がいないときは、採用者なしとします。

9 応募・照会先

〒760-8570 香川県高松市番町4丁目1番10号

公益社団法人香川県観光協会 担当者：高頭(たかとう)

TEL：087-832-3363 FAX：087-861-4151

E-mail：sc6320@pref.kagawa.lg.jp

10 スケジュール

4月19日(水) 公告開始

4月27日(木) 公告終了、応募意思表明書受付終了・質問の受付終了

5月2日(火) 応募資格要件の確認結果通知・質問の回答及び閲覧

5月12日(金) 企画提案書受付締切

5月23日(火) 企画提案書審査結果通知

※ 上記スケジュールについては現段階での予定であり、変更されることもあります。

※ 契約については、審査結果通知日以降、受託者との協議を踏まえて締結することとします。

提出書類チェックリスト

要提出書類	部数	(原本でない場合) 原本証明の必要性	提出期限	チェック欄
応募意思表明書(様式1)	1	—	4月27日	
応募概要書(様式2)	1	—	4月27日	
応募資格に関する確認書 (様式3)	1	—	4月27日	
※ 応募者の法人登記事項証明書 (現在事項証明書)	1	○	4月27日	
※ 香川県税(すべての税目)に 滞納のない旨の証明書	1	○	4月27日	
※ 法人税、消費税及び地方消費税に 未納の税額のない旨の証明書	1	○	4月27日	
過去3年度分の決算状況が 分かる書類	1	—	4月27日	
企画提案書	3	—	5月12日	
見積書	3	—	5月12日	
企画提案の詳細が分かる資料	3	—	5月12日	

※: 原則として、企画書提出期日前3か月以内の日付のものに限る。ただし、企画書提出期日前3か月以内の日付のものを提出できない場合、その理由を記載すること。